

Weekly Report

第217号

平成25年 6月30日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

24年分の確定申告状況(所得税・贈与税)

◆所得税の申告状況について

国税庁が公表した平成24年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出したのは2152万5千人(事業所得者379万人、その他の給与所得者など1773万4千人)でした。

そのうち申告納税額があったのは608万8千人で、還付申告は1257万3千人となっています。

また、株式等の譲渡所得については98万4千人が申告を行っていますが、そのうち所得があったのは22万9千人(前年比8.8%増)で、その所得金額は1兆4306億円(同28.8%増)、1人当たり626万円(同18.4%増)となり、昨年の政権交代以降に株価が急騰したことなどから増加しました。なお、翌年以降に損失を繰り越したのは79万5千人となっています。

◆贈与税の申告状況について

贈与税の申告書を提出したのは43万7千人で、そのうち暦年課税(基礎控除110万円)を適用したのは39万1千人、相続時精算課税は4万6千人となっています。

なお、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定限度額まで非課税となる制度(24年中は1000万円・省エネ等住宅1500万円)については、6万4千人が適用しており、贈与を受けた6201億円のうち、非課税となった金額は5703億円でした。

同制度は26年まで適用できますが、非課税限度額は、25年中700万円・省エネ等住宅1200万円、26年中500万円・省エネ等住宅1000万円と減額されます(震災被災者は24年と同額)。

規定ミスでバリアフリー改修減税が前倒しに

25年度税制改正では、26年4月から予定されている消費税率引上げの負担を軽減するため、住宅関連減税の延長・拡充が行われました。

それにより、自己資金で特定の改修工事(省エネ、バリアフリー)をした場合に、改修工事額(限度額あり)の10%を所得税額から控除できる減税措置についても、26年4月から改修工事限度額の引上げなどが行われることになっています。

しかし、バリアフリー改修に係る措置については、改正法の条文に規定もれが発覚したことにより、今年1月から改修工事限度額200万円・控除限度額20万円(本来は150万円・15万円)に拡充されることになりました。

6月のチェックポイント

※賞与・中元商戦・納期の特例分の源泉所得税など資金需要が増えるので資金繰りに注意します。

※6月支給の給与から、平成25年度の個人住民税の特別徴収が始まります。

※賞与を支給した企業は「賞与支払届」を作成して5日以内に所轄の年金事務所に提出します。

※労働保険の年度更新手続きの受付が6月から始まりました。健保・厚年の「算定基礎届」の提出事務と併せて早めに準備をしておきます。提出期限はともに7月10日(水)です。